



東京23区に在住または通勤していた方で

新規就職・起業し、**移住された方に最大100万円を補助します**

首都圏移住・就業者支援補助制度

【概要】

市内中小企業などの人手不足の解消や地域社会が抱える課題を解決することを目的に、東京23区在住者や東京23区通勤者で柏崎市に移住し、新潟県のマッチングサイト（求人サイト）に登録の企業に新規就職した方、新潟県が行う起業支援事業の交付決定を受けた方に移住支援補助金を交付します。

【補助金額】

2人以上の世帯

100万円

又は

単身者

60万円

※2人以上の世帯は、移住元でも同一の世帯である必要があります。

※柏崎市から転出した場合や補助金対象の職を辞した場合は、補助金の全額返還や半額返還の必要があります。

【補助対象者の主な要件（抜粋）①・②・③すべてに該当する必要あり】

① 5年以上、東京23区に 在住 又は 通勤（東京圏〔条件不利地域を除く。〕に在住）

※5年以上の定義は、令和2（2020）年2月6日を境に要件が異なります。

※東京圏とは、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県

※条件不利地域とは、【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町【千葉県】館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村

② 平成31（2019）年4月1日以降に柏崎市に転入

③ 企業情報ナビ内のマッチング サイトに掲載された対象企業 に就職



企業情報ナビ
(移住支援金対象求人一覧はこちら)

（公財）にいがた産業創造機構 （NICO）のU・Iターン創業補 助金を活用して起業



NICO

又は

詳細は、各QRコードをスキャンし、
ホームページを御覧ください。

【申請期間】令和2（2020）年4月1日から令和3（2021）年2月26日まで
申請が可能となるのは、以下の要件を満たす必要があります。

- ・就業の場合、「就業後3か月以上」かつ「転入後3か月以上1年以内」
- ・起業の場合、「起業支援金の交付決定を受けて1年以内」かつ「転入後3か月以上1年以内」



柏崎市ホームページ

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

※令和3（2021）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

補助金の申込み・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-21-2311 まで